

別紙 1

検査の実施について

1 検査日時

年 月 日 時 分 から 2 時間半程度（状況により延長あり）

2 根拠法令

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 24 条

3 用意する書類

別紙 2 「検査時必要な書類」 参照

※別紙 3 「自己点検票」を検査日の 1 週間前までに提出してください。

4 当日の流れについて

- (1) 検査員紹介
- (2) 書類等の確認
- (3) 現地確認（上層階から下層階へ）
- (4) 講評

5 注意事項

- ・ 当日は住宅の責任者、入居者との契約及び生活支援サービスの提供について説明できる方（委託の場合、受託業者）の立会いをお願いします。
- ・ 検査に必要なスペース（相談室等で結構です。）の確保をお願いします。
- ・ 住戸も検査対象です。空き住戸がない場合でも、入居者の承諾を得て住戸内を検査できるようお願いします（1 戸以上）。
- ・ 併設施設についても、確認することができるよう調整をお願いします。
- ・ 住宅の管理、生活支援サービスの提供について、他者に委託している場合は、委託先も検査の対象となります。
- ・ 住宅内の設備等を写真撮影させていただきます。撮影に当たっては入居者、職員等のプライバシーに充分配慮しますので、あらかじめご了承ください。